

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 28 年 1 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 28 年 1 月 13 日午後 3 時 07 分
閉 会	平成 28 年 1 月 13 日午後 3 時 36 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委員長職務代理者 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 教 育 長 : 藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長 : 宮 下 勇 樹 教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣 教育部次長兼教育総務課長 : 上 田 庸 雄 教育指導課長 : 吉 田 種 司 教育指導課長代理兼人権教育推進室長 : 松 田 訓 一 教育研究センター所長 : 中 野 雅 博 生涯学習課長 : 杉 本 忠 史 たかいし市民文化会館長兼図書館長 : 西 川 浩 二 中央公民館長 : 松 井 勉 教育総務課長代理兼総務係長 : 山 本 敬 司 教育総務課主事 : 前 川 恭 徳

教育長の報告の要旨

・報告第 1 号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

・報告第 2 号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成 27 年 12 月 16 日から 1 月 12 日までの行事について説明。
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

その他委員長が必要と認めた事項

教育指導課長	高石市いじめ防止基本方針（案）について説明する。 まず、市町村におけるいじめ防止基本方針の作成については、いじめ防止対策推進法（以下、法という）第 12 条において、地方公共団体は、国のいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする、つまり、努力
--------	--

義務とされている。

本日は、今後、策定する高石市いじめ防止基本方針（案）について示す。

まず、「はじめに」として、高石市教育委員会としてのいじめの認識、これまでのいじめ防止の取り組み、またいじめ防止に向けた考え方を示し、記載している。

続いて、目次として、第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、第2 いじめの防止等のための対策の内容について、第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項、加えて資料という形になっている。

まず1ページの第1、いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項について、1としていじめの定義を示している。これは、国のいじめ防止対策推進法がいじめの定義を記載している。また、文科省の調査の注意書きも加え、よりわかりやすく定義したと考えている。

同じく1ページの2、いじめの基本認識として、市としてのいじめに対する基本的な認識を記載している。

続いて2ページの3、いじめ発見時の基本的緊急対応として、いじめが発見された際の対応について、その流れを記載している。

続いて3ページの4、高石市小中学校いじめ対応概要図については、学校でのいじめ対応のフロー図の例となっている。

続いて、4ページの5、警察への通報・相談に係る基本的な考え方や、6の学校において生じる可能性がある犯罪行為等については、法第23条第6項に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処することとされていることから記載している。

同じく4ページの7、いじめの発見について、いじめの早期発見の取り組みを示している。

続いて5ページの8、保護者や地域等からの情報提供については、保護者、地域等からの情報提供及び関係児童生徒の保護者との連携について記載している。

続いて7ページの第2、いじめの防止等のための対策の内容について、1として学校が実施すべき施策として、（1）学校いじめ防止基本方針の策定、（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置については、既に本市においては各小中学校で取り組んでいるところであるが、改めて記載し、今後も実施していきたいと考えている。

続いて8ページの2、教育委員会が実施する施策についても、学校の取り組みと同様、現在実施しているものであるが、今後も継続的に進めていきたいと考えている。

続いて10ページの3、いじめ防止等のための組織の設置について、まず（1）総合教育会議であるが、市長が設ける総合教育会議において、いじめ防止等について協議並びに調整等の意見を求める場合があるとしている。

続いて、（2）高石市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）は法第14条第1項に規定されており、条例により設置し、関係機関及び団体で情報共有し、対策について協議や連絡調整を行うために設置する協議会となっている。

続いて、11ページ（3）高石市いじめ問題防止対策推進委員会（仮称）は法第14条第3項に規定されており、いじめ防止等のために調査研究等を行い、いじめ防止の対策を実効的に行うための委員会である。重

	<p>大事態が発生した場合は、いじめ問題調査委員会として調査を行う機関としたいと考えている。</p> <p>続いて、11ページから15ページの4、重大事態への対処であるが、これは新規の対応である。</p> <p>まず、重大事態を定義し、重大事態が発生した場合の教育委員会及び学校による調査、報告等の対応について記載している。さらに、調査結果の報告を受けた市長による再調査について記載している。再調査を行う機関は条例により設置する高石市いじめ問題再調査委員会としている。この委員会は、市長部局において所管するものと考えている。この委員会の関係については、21ページ別表5、高石市いじめ問題対策連絡協議会・いじめ防止対策推進委員会の機能、関係図として掲載している。</p> <p>まず、各学校からいじめの重大事態が発生したとの報告が教育委員会にあった場合、教育委員会は各学校に必要な支援、指示を行うとともに、市長に対し重大事態の報告を行う。教育委員会は、調査を行う主体や調査組織を判断し、学校のいじめ対策委員会等が主体となって調査を行うのか、それとも市のいじめ問題調査委員会が調査を行うのかを決定し、調査を実施する。教育委員会は、調査結果の報告を受け、市長に対し調査報告を行う。その調査では不十分であると市長が判断した場合、市長が設置するいじめ問題再調査委員会に再調査を依頼する。再調査委員会では、学校またはいじめ防止対策推進委員会の調査内容を再調査し、市長に再調査結果が報告され、その再調査結果については、市長より市議会に報告されるという流れになっている。</p> <p>最後に、15ページの第3、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項については、いじめに関する対策について、高石市いじめ問題防止対策推進委員会の意見を踏まえて取り組みを検討することとしている。</p> <p>本日、本案を初めて示した。教育委員より意見等を頂戴した後、修正案として策定したものについて検討いただき、策定していきたいと考えている。</p>
吉村委員	<p>いじめの把握について、主に教員がアンテナを張って敏感に児童生徒の変化を見つけることに重点を置いている。ほかに、いじめも虐待も一緒であるが、同じ学校の児童生徒間からの通報が大きな比率を占めてくると思う。そういう場合に、いじめられた子の保護については書かれているが、通報した子に対する守秘義務については書かれていない。例えば、虐待防止においては、通報者はもし虐待がなかったとしても法的には責任は負わなくていいなどが明記されている。身近にいる児童生徒が担任にいじめられていることを通報した場合、通報した子を明らかにするような軽率な行為には十分注意しないといけないと思うので、ぜひ何らかの対策を立てたほうがいいと思う。</p>
教育指導課長	<p>基本方針に盛り込むべきことが抜けているところもあると思うので、十分内容を検討いただき、意見をいただきたい。</p> <p>ただいまの吉村委員の提案については、虐待防止については、確かにそのような規定がある。国のいじめ防止基本方針を参酌し、今回策定に向けて準備を進めてきているが、国の基本方針にもその点についてはあまり深く述べられていなかった。どのような形で通報者の保護という観点で盛り込めるか、この基本方針に盛り込むべきなのか。また、各教員のマニュアルとして全市教員に配っているストップ・ザ・いじめという冊子の中で盛り込んでいくのか、それも含めて、今後正式な修正案として確定するまでに、修正案として示したいと考えている。</p>

佐野委員長	各委員においては、意見等、教育指導課によりしくお願いしたい。
西中委員長 職務代理者	ストップ・ザ・いじめが、平成 24 年に策定され、平成 25 年 9 月に対策推進法が制定、施行され、それを受けてこの基本法策定になるが、この基本法第 13 条でそれぞれの学校が防止の基本方針を出している。基本方針ができると、それも見直すことになるのか。ストップ・ザ・いじめは小中学校で非常に活用し、対策に取り組んでいただいているが、さらにこの基本方針を策定することにおいて、特に本市が抱える課題、重点的な内容、独特のものがあるのか。これは、重大事態に対する対処が中心になるのではないかと思う。既設のもの、あるいは各学校で出している基本方針、そういうものとの関係についてはいかがか。
教育指導課長	まず、ストップ・ザ・いじめについては、各教員向けの手引、マニュアルと考えている。これは、各教員がいじめに対して防止、未然防止、早期発見についてどのように取り組み、いじめの解決に向けてどのように動くかを示す教員向けのものである。 重大事態の対応は、今回の法律の策定の際の重要な部分であると考えている。もちろん、重大事態が発生しないことが当たり前であり、本市教育委員会、学校、教職員、全ての力で重大事態が発生しないように取り組んでおり、現在、法第13条に規定されている学校いじめ防止基本方針は各10校で策定を済ませている。また、地方いじめ防止基本方針として、高石市のいじめ防止基本方針は、まだ策定していない状況であるので、各学校は国のいじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じて当該学校における基本方針を定めている状況である。 今回、高石市でいじめ防止基本方針を策定した後は、国のものと、高石市のものとを参酌し、現在策定済みの各学校のいじめ防止基本方針についても、再度検討し、改定する部分があれば改定するよう指示をしていきたいと考えている。
西中委員長 職務代理者	いじめについて、非常に熱心に取り組んでいると思う。毎年 12 月ごろ、私たちの生活を話し合う会ということで、いじめを中心に小中学校が連携し、さまざまな課題の解決に当たっている。その中で、この基本方針がどのように生かされるのか。
教育指導課長	「はじめに」の部分に記載しているが、教育委員会としても、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校支援のための取り組み、保護者地域支援のための取り組み、関係機関との連携について、当該基本方針を策定し、示し、それに基づいていじめの防止等に取り組んでいきたいという考えから策定したいと考えている。
佐野委員長	これで閉会とする。